

厚生労働省
成年後見制度利用促進専門家会議

成年後見制度に関するヒアリング

令和8年9月25日(木)14:00～16:30



後見制度と家族の会

後見制度と家族の会とは

- 【後見制度と家族の会】は、全国からの成年後見トラブルの声を受け、2021年6月、全国約200名の賛同を得て設立された全国唯一の当事者団体。本人・家族など「後見される側」の視点から、制度の実態と改善を社会・行政・国会へ届ける活動を行っている。

成年後見制度が改善され、利用者増には、【家族会＝利用者】の声を聴き、さまざまな問題を解決するしか方法はない。



成年後見制度利用促進専門家会議

ワーキンググループ①②に関する意見



ワーキング・グループ1で取り扱う論点について①

- 改正後の補助に係る各審判を適切に選択・利用可能とするための対応

『使いやすく』『途中でやめられる』といった報道があるが、後見は裁判。

→ 後見開始の審判を出したものを、『100%取り消し』が本当に可能なのか。審判に厚労省の関与が可能なのか？

これまでの法務省の回答では、全て『裁判官の裁量』であって、最高裁が回答できない。』

→ 現在も、『後見開始の審判の取り消し』の申立てが可能だが、違いは？

- 補助終了に向けた権利擁護支援の役割

補助終了に向け、手続きの支援をするのであれば、審判の取り消し手続きを自治体が関与するものととらえられる。

→ 具体的な支援者については誰が選任する立場になるのか？



ワーキング・グループ1で取り扱う論点について②

- 適切な後見人等の選任等に向けた環境整備

➡ 家庭裁判所が決定することに、誰がどのように対応するのか？

- 担い手の確保・育成等の推進

➡ これまで、各地で『市民後見人』講座が長期間開催されているが、実際に後見人に選任される数を考えると、(講座参加者数が不明のため数値が出せない)育成しても選任されないのでは？

- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

➡ 以下の事例を適切と判断しているのか？

「平成28年に施行された“成年後見制度利用促進法”に基づき、各自治体が、“後見利用促進計画”を策定し、後見が不要な方についてまで後見の申し立てを行っている。

本人や家族が、“後見は要らない、これまでもこれからも自分たちでなんとかできる”と言っても、自治体が、後見開始の申し立てを強行するケースが全国で急増している」



ワーキング・グループ2で取り扱う論点について①

・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・ 地域権利擁護相談支援センターの整備・コーディネート機能の強化
- ・ 地域の実情に応じた多様な主体との連携強化
- ・ 民法等改正法の施行後における地域連携ネットワークの機能



行政によって『虐待』を疑われ、措置保護と親を連れ去られ、知らない間に親(本人)に後見申立をされ、家族に死ぬまで会えない。



このような悲痛な訴えが届いているが、いわゆる【親の連れ去り、面会妨害】がもっと増えるのではないかな？

成年後見制度利用促進の本質とは

目的は、高齢者、障がい者の福祉増進を図ること

成年後見制度は、その目的達成の手段に過ぎない。

しかし、行政の首長申立ての現状は、成年後見制度の利用者を
増やすこと自体が目的となっている

→ 『手段』が『目的』化していないか。



成年後見制度利用『促進』ではなく、『適正』利用を求める。



後見制度へ：今後の期待

- 「でも、後見が役に立っている人もいるでしょ？」という発言があるが、利用者意見で、都合の悪い事に触れない体制では、後見利用者は増えない。
- 利用者が安心して生活できるよう、改善すべき点を直視することが重要。



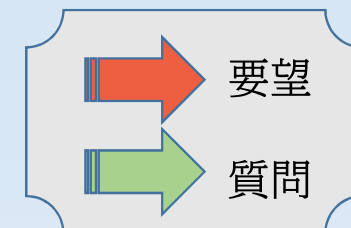
後見改善を期待し、次の6点を要望いたします。



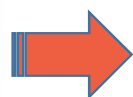
後見を改善する6つの重要点

- ◆要望1 首長申し立ての調査
- ◆要望2 付加報酬実績の公表
- ◆要望3 特別代理人の懸念と運用の開示
- ◆要望4 裁判所内ルールの開示
- ◆懸念1 利益相反？
- ◆懸念2 無診察診断・虚偽鑑定？

要望1 首長申し立ての調査

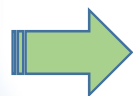


- 後見利用促進計画を達成するために不要不急の開始申し立てが乱発
- 首長申し立てで開始した案件が程なく取り消された事案も散見



首長申し立ての適正に関する全国調査をしてください。

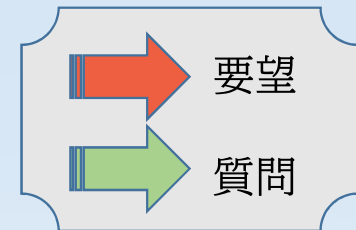
(例 港区は調査実施中)



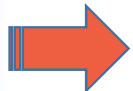
質問 国連から促進計画廃止と言われているのになぜ廃止しないのか？



要望2 付加報酬実績の公表



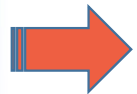
- 報酬は、歴史的に、資産比例ではなく業務比例とされています。
- 報酬は、基本報酬(資産比例)と付加報酬(業務比例)の2階建てとなっているが、最高裁は資産比例の報酬しか公表していません。



付加報酬(業務比例)の目安を至急公表を

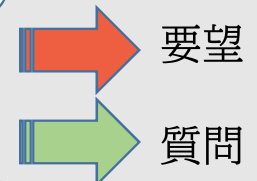
要望3 特別代理人の懸念と運用の公表

- ・ 民法改正後、新設の補助（後見制度）選任前の特別代理人の選任に関して、いわゆる地上げ屋や押し貸し業者などによる悪用を懸念しています。

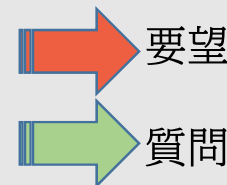


業界ごと（金融、医療介護、不動産、ほか）の以下を公表を

- ①特別代理人選任の申し立ての条件や流れ
- ②特別代理人による補助開始申立ての条件や流れ



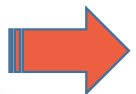
要望4 裁判所内ルールの開示



- 資産が500万円以上であれば、家族を後見人等にしない。
- 資産が1200万円を超えたら監督人を就ける。

このようなルールがあるとの説明が、各家庭裁判所の窓口でしばしば行われています。

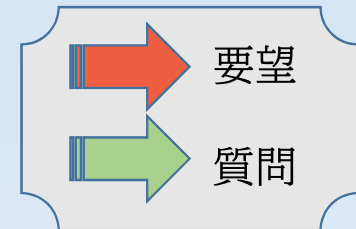
また、報酬についても、内規があると聞いています。



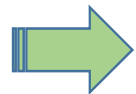
上記に関して、現行ルールを開示を



懸念1 利益相反の疑念



- 『司法書士補助人がついている被補助人(76歳・軽度知的障害)が、4500万円を公益信託成年後見助成基金に遺贈』(資料あり)
- 『5500万円程度をお世話になっている施設に遺贈』という公正証書遺言が作成されている。
 - 証人2名は補助人と司法書士A
 - 遺言執行者は司法書士A
 - 司法書士Aが亡くなったらリーガルサポートの理事長が執行者を決定

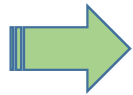


『このような遺贈が認められる』という理解でよいのか？



懸念2 無診察診断・虚偽鑑定への疑念

- ⚡ 自治体に言われ、患者を診ずに後見申立ての診断書を書いた医師
- ⚡ 本人に拒否され、2分しか接していないのに、10万円で鑑定を書いた鑑定医



このような手法で後見制度を利用させる
これでよいのでしょうか？

